

平成26年6月定例会 文教厚生委員会（事前）
平成26年6月19日（木）
〔委員会の概要 教育委員会関係〕

元木委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時42分）

それでは、議事に入ります。

これより当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、教育委員会関係の調査を行います。

この際、教育委員会関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成26年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第19号 控訴の提起に係る専決処分の承認について
- 報告第2号 平成25年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

【報告事項】

- 徳島県子どもの読書活動推進計画〔第三次推進計画〕（素案）について（資料②）

佐野教育長

6月定例会県議会に提出を予定いたしております教育委員会関係の議案等につきまして、御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、平成26年度一般会計補正予算案、専決処分の承認及び平成25年度繰越明許費繰越計算書でございます。

それでは、お手元に御配付の文教厚生委員会説明資料の1ページをお開きください。

（1）歳入歳出予算の総括表でございます。

今回の一般会計補正予算の総額は、表の一番下の段の計欄に記載しておりますとおり、7,096万3,000円の増額をお願いするものであり、この結果、平成26年度一般会計予算の総額は831億827万8,000円となっております。

なお、補正額の財源内訳につきましては、計欄の上段に括弧書きで記載のとおりでございます。

続きまして、3ページをお開きください。

課別の主要事項につきまして、御説明申し上げます。

まず、学校政策課でございます。

事務局費の①国庫返納金では、高等学校修学等支援基金において、復興関連予算等の交付金に係る国への返還額が確定したことに伴いまして、3,000万3,000円を計上するものでございます。

教育指導費の①学校教育振興費におきましては、国の調査研究事業など5事業分で、計2,614万4,000円を計上いたしております。

エの英語教育強化地域拠点事業では、阿波市阿波中学校区において、小学校における英語教育の早期化や教科化、中学校・高校の英語教育における目標、内容の高度化等に取り組むものでございます。

オのスーパーグローバルハイスクール事業では、国の指定を受けた城東高校において、大学や企業と連携し、語学力や国際的な視野、課題解決力を養うための質の高いカリキュラムの開発、実践等を行うものでございます。

4ページをお開きください。

特別支援教育課でございます。

教育指導費の①特別支援教育振興費におきまして、アの特別支援教育推進事業では、障がいのある児童生徒の自立と社会参加を推進するため、特別支援学校高等部生徒の就労を支援する取組やICTを活用した指導方法の実践研究などのモデル事業を実施するための経費といたしまして、1,288万1,000円を計上するものでございます。

5ページを御覧ください。

体育学校安全課でございます。

保健体育総務費の①保健管理指導費におきまして、アのがん教育総合支援事業では、学校におけるがん教育を推進するため、協議会、講演会を開催するとともに、モデル校においてがん予防に関する教育を実践するための経費といたしまして、81万5,000円を計上するものでございます。

6ページをお開きください。

生涯学習政策課でございます。

社会教育総務費の①社会教育管理費におきまして、アの社会教育活性化支援事業では、県立図書館におけるビジネス支援機能を充実するための取組に要する経費といたしまして、112万円を計上するものでございます。

7ページを御覧ください。

その他の議案等でございますが、まず、専決処分の承認についてでございます。

控訴の提起に係る専決処分につきまして、御承認をお願いいたしております。

平成21年度に発生いたしました小松島高校野球部練習中の事故に係る裁判の判決が、平成26年3月24日に出たところであります。県といたしましては、この判決を不服とし、去る4月3日、控訴提起につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたことから、この度、同条第3項の規定により県議会に御報告し、御承認を求めらるものでございます。

8ページをお開きください。

次に、平成25年度繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成25年度から平成26年度への繰越明許費につきましては、本年2月定例県議会におきまして繰越予定額の御承認をいただいておりますが、今回、それぞれの確定額につきまして御審議いただくものでございます。

まず、施設整備課所管の産業教育設備整備事業費につきましては、鳴門渦潮高校の産業教育備品の整備におきまして、高校施設整備事業費につきましては、小松島西高校の大規模耐震改修工事などにおきまして、特別支援学校施設整備事業費につきましては、盲学校・聾学校の移転・改築工事などにおきまして、それぞれ計画に関する諸条件により繰り越しておりましたが、今回、10億5,839万7,250円に確定したものでございます。

続きまして、教育戦略課所管の高校施設整備事業費につきましては、つるぎ高校の部室整備におきまして、計画に関する諸条件により繰り越しておりましたが、今回、2,364万9,800円に確定したものでございます。

続きまして、文化の森振興本部所管の21世紀館運営費につきましては、文書館外壁補修工事におきまして、計画に関する諸条件により繰り越しておりましたが、今回、870万3,000円に確定したものでございます。

以上で、今議会に提出を予定いたしております案件等の御説明を終わらせていただきます。

続きまして、1点御報告をさせていただきます。

徳島県子どもの読書活動推進計画〔第三次推進計画〕（素案）についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

「1 策定の趣旨」でございますが、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、平成21年度に第二次徳島県子どもの読書活動推進計画を策定し、子供の読書活動の推進に関する施策に取り組んでまいりました。

昨年5月に国において、第三次子どもの読書活動推進基本計画が策定されたことを受け、本県においても、現計画期間中の課題と成果を明らかにし、今後の施策の方向性と具体的な取組を示すものとして、この度、第三次推進計画を策定するものでございます。

「2 基本方針」といたしましては、読書活動の意義や重要性について県民の皆様の理解、関心を高め、家庭、地域、学校の連携のもと県民総ぐるみで、子供が自主的に読書活動に取り組むことのできる環境を整備することを目指します。

「3 主な内容」といたしまして、「子どもの読書活動」推進のための方策として、家庭、地域、学校における子供が読書に親しむ機会の提供と読書環境の充実と、図書館、学校、民間団体などの連携・協力体制の構築を盛り込んでおります。

また、「子どもの読書活動」推進のための社会的気運の醸成を図る取組として、情報の収集と提供、優れた取組の奨励などを挙げております。

「4 計画の期間」につきましては、平成26年度からおおむね5年間といたしております。

また今後は、県議会で御論議をいただきますとともに、パブリックコメントを通じて県民の皆様から広く御意見をお聞きし、策定いたしたいと考えております。

報告は以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

元木委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑については、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をお願いします。

また、質疑時間につきましても、委員1人当たり、1日につき答弁を含め40分以内とし、委員全員が質疑を終わってなお時間がある場合又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、質疑をどうぞ。

川端委員

おはようございます。この度、竹内先生が御逝去されまして、先生はこの教育委員会には特に思いの深かった先生であり、道德教育をはじめ様々な発言をこの場でされておりました。今日は井川県議が新たに、この教育の文教厚生委員会に加わっていただきました。御薫陶を受けておられる井川先生ですので、恐らく竹内先生の思いをまたこの場でしっかりと発言していただけるものと思っております。

今日は事前委員会ですから、また付託のときにしっかりと内容を詰めますが、1点事前委員会において確認をしておきたい事項がございますので質問いたします。

先ほど、教育委員長さんのほうから、これからの徳島県の教育について御発言いただきました。自ら考え、自ら行動ができるというような教育を行いたい。そしてまた、それには少子高齢化という社会的な背景もあるんだというふうなお話でした。

そこで私は、これから増えていく認知症について、保健福祉部のほうでしっかりと議論をしていきたいと思うんですが、この教育委員会においても、小さいときから認知症に対する知識を持って、そして認知症の方がいれば気づきを子供たちがやっていくということも重要な視点ではないかと思っております。認知症は、これから非常にたくさんの方、データによりますと全国の65歳以上の高齢者の15%、440万人という数になっております。県内においてもおおよそ6万人の方がこの認知症ということですが、したがって、これから多様な気づきの場、例えば認知症の方が社会でいろいろ迷われたりしているときに、地域にいるいろんなキーパーソンというんですか、そういう方が認知症サポーターという資格を取って、そして、そういうふうな方にアドバイスをしたり、又は公的な機関につなげていくという役割を担っていくものと思っております。

そこで、この認知症サポーターの養成を教育の場でもできないかというのが私の思いであります。認知症サポーターとして、これから期待されるキーパーソンとしては、コンビニの店員さんであるとか、あと金融機関の窓口であるとか、そういうふうな機関が特に有力なサポーターとして期待されておりますけれども、子供に対する教育を行うことによって、小さいときから認知症に対する知識を持って、この気づきの役割を果たせる、そういった社会人に成長していってほしいと思っております。教育委員会はこのあたりについてどのようにお考えか、御所見をいただきたいと思っております。

濱井防災・健康教育幹

ただいま委員のほうから、認知症について学校の教育現場でいかに取り組んでいくかという御質問をいただきました。認知症は疾病の一つでございますので、病気の予防を担当しております当課のほうから、現状について御説明させていただきます。

現在の学習指導要領におきましては、認知症について直接触れている部分はありません。したがって、認知症単独で取り上げて学習する場面はないと認識しております。ただ、福祉あるいは高齢者に関する学習が様々な教科でございます。そこで学習を深める段階におきまして、認知症について触れる、そして学ぶ場面はあると認識しております。

川端委員

教科の中ではないということは十分理解できます。恐らく防災なんかも同じ切り口ではないかと思うんです。しかし、社会の大きな課題、喫緊の課題については、教科にないからということではなくて、何か今の教育制度の中でそういうふうなものをやっていくことは可能ではないかと思えます。

今日は事前委員会ですので、今のところの社会的な背景とか認知症の重要性についてだけお知らせしておきたいと思えますが、また付託の場で、県下全域に何か発信できるような、県の教育委員会から市町村の教育委員会に対して発信できるような、そういうふうな内容を是非考えていただきたいと思えます。今日はこれで終わります。

達田委員

先ほど予算のほうで示していただきました何点かについてお尋ねしたいと思うんですが、まず、教育指導費の中でスーパーグローバルハイスクール事業というのが出ております。資料もいただいているんですけども、グローバル人材の育成についてということで、人材育成担当室長さんもいらっしゃるということです。

これを読みますと、持続可能な社会の発展に貢献するグローバルリーダーに必要な態度、素養の習得ということが書かれているんですが、具体的にどういう勉強をして、そして、質の高いカリキュラムを開発、実践、それから外部機関との連携と書かれているんですが、ちょっとイメージ的になかなか浮かんでこないという点もございますので、今、決まっている部分がありましたら説明をいただけたらと思えます。

加藤グローバル人材育成担当室長

スーパーグローバルハイスクール事業についての御質問でございます。

この事業につきましては、学校単位でグローバル人材を養成するための取組でございます。語学力やコミュニケーション能力又は課題解決能力などに優れた人材の育成に重点的に取り組む学校を国が指定するものでございます。この指定を受けた場合、例えば教育課程の特例を活用した授業の実施であるとか、また、企業や大学と連携した取組、さらには、海外での実習体験といったことが国の委託事業としてモデル的に実施できることとなります。

指定を受けました城東高校におきましては、「四国徳島発・グローバル企業の創造戦略

について」を研究テーマに掲げておりました、例えば公民における「21世紀を生きる」とか、外国語でありましたらカレントイングリッシュといったことを授業の中で取り組んでいくというようなことを、今、検討しているところでございます。さらには、県内外の大学と今、正にどういう連携ができるかということを検討しておるところでございます。同時に、グローバル展開をしています県内企業についても、どういう連携をして、どういうカリキュラムが組めるかということは今現在、城東高校のほうで検討しているところでございます。

達田委員

そうしたら、この質の高いカリキュラムの開発とか実践が今、行われているということなのですが、実際にこれらが開発されて、そして、これに基づく事業が子供たちに行われるのはいつ頃になるのでしょうか。これは期間が設定されていると思うんですが。

加藤グローバル人材育成担当室長

まず、このスーパーグローバルハイスクール事業につきましては、国の指定期間が5年間となっております。

具体的なカリキュラムは正に今、検討しておるところでございます。グローバルリーダーということでございますので、一つは、語学力、英語力の向上というのが不可欠であると考えております。

それから、もう一点は、やはり語学力だけではなくて、課題解決能力といいますか、世界に視野を向けるということが必要になってきます。例えば、グローバルリーダー論とか「21世紀を生きる」という項目を掲げておりますが、その中におきまして、一つの事例ではございますが、グローバル社会における社会、経済、政治動向についてとか、日本の果たす世界での役割といったグローバル人材の素地を磨くような授業も検討しているところでございます。

達田委員

外部機関との連携の中で、国際化を進める大学であるとか、世界展開を進める企業であるとか、省庁、国際関係機関と書いてありますけれども、徳島県内で見渡してみたところ、どこの大学なのかしらとか、どこの企業なのかしらと、なかなか思い浮かばないということもございます。企業がたくさんあるとか学校がたくさんあるというようなところだったら分かるんですけども、県内で授業をした場合、例えばインターンシップなんかをする場合に、わざわざ県外の企業さんにお世話になるというようなことはないのでしょうか。県内の企業さんで間に合うという状況なのでしょうか。

加藤グローバル人材育成担当室長

連携企業が県内なのか県外なのかという御質問でございますが、城東高校のテーマが四国徳島初ということでございますので、やはりそこは県内の地元企業を優先していくのか

なというふうには考えております。

達田委員

そうしますと、県内の企業さんで考えますと、あそこあそこかなというようなことがあるんですが、グローバル企業の創造戦略についてということですので、将来的に大きな企業さんで仕事をするを目標にしている教育なのかなというふうにも受け止められてしまうんです。

この説明書の下を見ますと、特に小中高と英語教育の強化ということで、語学を教育することはいいことだとは思いますが、トップということで1地域に偏って特別な教育がされていくんじゃないかということなんですが、ここで行われた拠点の成果を全県の子供たちに返していくというようなことがされるのかどうか、その点をお尋ねしておきます。

加藤グローバル人材育成担当室長

スーパーグローバルハイスクール事業、それから、その下にございます英語教育強化地域拠点事業、こちらも国の指定事業ということで、学校とか地区の指定がなされているわけでございます。

全県への波及効果でございますが、当然、こういう学校、またこういう地区で取り組んだ内容につきましては、研究結果を広く県内に報告するような場をつくりたいと思っておりますし、また、学校又は地域のほうで様々な工夫をして研究し取り組んだ成果もできるだけ広く広報できるような取組を考えていきたいと思っております。

達田委員

全ての子供たちに豊かな学力をという目線で是非教育を進めていただきたいんですけども、実は当初予算では、小中高と学校の先生方の人数が減らされているというような予算が付いておりました。それで、こういうきめ細かな教育を進めていく上で、先生の数が減って大丈夫なんかなという思いもあるんですけれども、その点については、付託委員会までにどこでどういうふうに減ってどうなったというような資料を出していただけたらと思いますので、その点よろしいでしょうか。

美馬教職員課長

今のお話の中に教職員の数が減っているのではないかという話がありました。正確な数字に関しましては、5月1日付の学校基本調査を待ってということで、8月に速報が出るようになっております。しかしながら、現状としては生徒数が減っており、それに伴って教職員定数が減っていることは事実でございます。

ただ我々といたしましては、特にへき地等で小さな学校を中心に、基礎定数だけでなく、その他の加配定数等を利用するなど様々な加配を駆使いたしまして、教育水準を一定に保つ努力をしております。教育水準がこの先一定に保たれますよう努力を続けてまいります。

ので、その点は御心配なきよう、よろしくお願いいたします。

達田委員

先ほど川端委員のほうからもお話がございましたが、このグローバル人材ということで、教科の学力だけではなくて、地域で地域人としてどのように生きていくのか、また、国際的な人材、感覚を養うということでは、やっぱり基本になるのは、人道的な精神といえますか、博愛精神といえますか、そういうものが重要だと思うんです。ですから、高齢者であるとか障がい者であるとか、いろんな方に思いやりがある子供を育てていくということが非常に基本になってくるかと思うんです。ただお勉強だけが良ければ、あるいは技術だけが良ければというのでは、国際人としてなかなか認められない点もあると思いますので、そういう本当に大きな視野で子供たちの教育、今もなさっていると思うんですが、より一層、国際的に通用する、社会的ないろいろな面で、人道、環境、いろんなことが本当にあると思うんですけれども、是非そのためにも、職員数、教員の数を十分に配置していただきたいと思います。

それと、もう一点なんですが、これも先ほど説明いただいたんですが、子供のそういう情操とかを養う上で、読書というのは本当に大事だと思うんです。それで、子供たちが読書に親しむといいますが、おうちにいっぱい本を買うというわけにもなかなかみんながみんないきませんので、学校、あるいは図書館の設備がどれだけ整っているかに関わってくると思うんです。

今現在、学校図書館に十分予算が付いているのかということ、配置基準がありますよね。それをちゃんと満たしているかどうかというのは、これではちょっと分からないんですけれども、どういうふうになっているのでしょうか。

三宅学力向上推進幹

今、委員のほうから、学校読書、図書の実態というふうなところで御質問をいただきました。

学校図書館における蔵書の整備状況につきまして、本県の整備状況は、図書標準冊数を達成している学校の割合が、平成24年度末でございますが、小学校で56.9%で全国平均を上回っておる状態でございます。また、中学校も48.8%で、ともに全国平均を上回っておる状態でございます。市町村のほうでの対応になるんですけれども、市町村では、管内の学校の図書の廃棄、補充といったことを計画的に行いますとともに、子供の読書経験を豊かにする魅力的な図書の整備、充実に努めておる状況です。

公立小中学校におきまして、こういった図書標準を踏まえまして適正かつ計画的な図書の整備が進められますよう、県教育委員会といたしましても通知を出したり、また、市町村教育委員会を通じまして指導、助言に努めているという状況でございます。

達田委員

この学校図書の購入費につきましては、たしか交付金措置でされていると思うんです。

補助金じゃないので全額が図書にいかない場合もあると思うんです。ですから、交付金で来た部分は、算定されているわけですから、その分が必ず図書の購入に充てられるように、是非県としても指導といいますか、お願いをしていただけたらと思うんです。

それで、古い図書も数に入れて数を満たしているというような場合もあるとお聞きしました。新しい情報がどんどんと子供たちに入っていくような状態、今は本だけじゃなくていろんな新しい教材が出ていますので、そういうものもどんどんと学校図書館にそろえられるような環境を整えていただけたらと思いますので、是非よろしく願いいたします。

三宅学力向上推進幹

今、委員から、図書の新しい情報等、子供たちのための整備についてということでございました。

先ほどの話に加えまして、各市町村におきましては様々な工夫をしております、実は県教育委員会といたしましても、機会を捉えて教育長さんや市町村教育委員会の担当にそういったことをお願いしております。それで、教育長さん方も非常に子供たちの読書活動には関心が高く、本当に予算をできるだけという形でとってくださっているということがお話の中からもひしひし伝わってきますし、学校図書館の蔵書の充実というところからも伺うことができます。

県といたしましては、先ほどの繰り返しになりますが、今後とも市町村教育委員会を通じまして、図書の充実を図るとともに、また、実は各学校図書館では、公立の図書館との連携といったところも進めておりまして、新しい蔵書を、もちろん購入もあるんですが、そういったところから借りてくるところでも非常に活性化が図られている状況でございます。県としても今後とも推進してまいりたいと思っております。

松重教育委員長

先ほどのグローバル人材についてということで、ちょっと私の私見も含めて。

グローバル人材をどう捉えるかということで、一つは語学の問題があります。これは基本なんですけど、いわゆるグローバル人材というのは、自分が思っていること、考えていること、それから地域のこと、いろんなことを相手に話せる。それから、多文化といいますか、いろんな民族の方、考え方があります。そういった方からの話を自分で受け止めて、それで、自分のこととしてどうするかという協議ができるというふうなことがまず基本だと思います。単に頭だけといいますか、英語ができるというのはグローバル人材ではなくて、そういった面からそれを敷衍すると、先ほどの委員の話にもありましたように、やはり基本は人間ですので、人間の思いやりであるとかそういったこと。相手のことをというのは、我々は共通の文化を持っていますけど、多文化の人は非常にいろんな考えを持っております。だから、そういったものを理解し合える子供たちを育てるのが基本だと思います。そういったものが一つの機会、これはハイスクールでやりますけど、その考えは全県の子供たちにも共通するというので、モデル事業として、それを全県に普及するのが重要かと思えます。

それからもう一つは、グローバル企業という定義なんですけど、これは規模という形でグローバル企業ということだけではなくて、考え方、取組がグローバルであるか。つまり、小さな企業でも相手が日本の国内市場じゃなくて海外だと、視点は海外にある場合があります。それは徳島県内でもそういう企業はたくさんあります。だから、むしろそういうふうな小さな企業で、社長さんの考え方であるとか、例えば中東に行った場合とかいろんな問題がありますが、それをどう解決しているのかという体験話を聞くとかいろんな機会です、そういうふうな視点でグローバルということを考えております。

そういった面で、これから、これは1年、2年、ないしは今度の5年で終わる話ではないとは思っておりますけど、そういう考えを持っております。

達田委員

ありがとうございます。先ほどの本の問題なんですけど、県内の学校の状況がどういふふうな状況であるのかということをして是非また資料でお知らせいただきたいんです。

それと、足りないところはそろえるのはもちろんですけども、冊数を満たしているという場合でも、やっぱり本はあり余るということはないと思うんです。たくさんあって構わないと思うんです。ですから、交付金はちゃんと本代に使っていただいているのかということをしちんと知らせていただいて、子供たちに豊かな読書環境が整えられるように是非よろしく願いして、終わります。

草野学校政策課長

今、達田委員からお話が出た図書購入の関係でございます。

これは三宅推進幹からお答えをしましてとおりでございますが、補助金につきましては御案内のとおり、もともと補助金だったものが一般財源として、地方分権の流れの中で交付金化したというものでございます。したがって、そういう流れももちろんありますし、学校図書の充実という観点では、お金だけが使われるという観点ではなくて、もったりですとか、購入も新品で買うことだけが本の購入手段ではございません。委員御関心のとおり、どのような本がですとか、あと冊数の問題ですとか、そこは充実に努めていただくようにしっかりと指導、助言をしてまいりたいと思っております。

それから、今のお話で御依頼のございました各学校の整備状況というところは、資料を確認してお届けしたいと思っております。

長尾委員

最初に教育長のほうから、この説明資料の説明がありましたが、いま一歩ちょっと分からなかったのでお聞きをいたします。学校政策課の事務局費3,000万円、これは国庫返納金ということだけど、この国庫返納金の理由というか、これは当初何の事業で、どうして国庫に返納することになったのか、この詳しい説明がなかったの、これをお聞きしたい。

草野学校政策課長

長尾委員から御指摘のございました、今回の補正予算に計上しています国庫返納金の金額のことです。

こちらは平成21年度、いわゆるリーマンショックの後に国が補正予算を組みまして、高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金というものを各県に配分し、徳島県ではそれを活用して高校の授業料減免の基金を造成したものでございます。この当時の平成21年度に来たものが、当県では1億4,900万円となっております。

今回、返納する3,000万3,000円はこれではございませんで、東日本大震災の復興関連ということで平成23年に追加で配分があったものでございます。これは震災関連という形で追加配分が全国にあったものですが、この関係では、官邸で開いております復興推進会議での、復興関連の予算として関連のないものは引き上げよという今年の議論の中で、平成23年に追加で復興関連という形で追加配分のあった3,000万3,000円の分を文部科学省から戻してくれという話があり、今回、その部分が確定したと連絡が来ましたので、補正予算で返還という形で計上させていただいたものでございます。

長尾委員

これはだから県が要請したのではなく、国で県に割り振ったもので、国のほうで判断して引き上げたということではないかね。

草野学校政策課長

おっしゃるとおりでございます。

長尾委員

分かりました。

それでもう一つは、2月の本会議で私は、4月から消費税も上がったり、なかなか経済的に大変な御家庭もあると。それで、国のほうでも子どもの貧困防止法というのが今、検討されて、間もなく法律化されるという中、奨学金制度で、物入りなのは新年度であって、4月から入学するに際して制服だとか何だかんだといろんな費用がかかると。それで、この奨学金を申請する中3生で採用予定の生徒がいて、高校入試を受けて、通って、奨学金を受けるわけだけど、支給が5月ということで、これを前倒しして短期臨時奨学金制度という形でやったらどうかと。いわゆる生活福祉資金とか様々な制度があるけれども、それは新たな負担になるという中で、この奨学金というのはやっぱりありがたい制度だと思うわけで、それをそういう生活が厳しい保護者に対して前倒しで3月に支給すると。その支給分は、その1年間の中から引いて、残りを適時振り込んでいくと。こういう制度で、神奈川県が今年全国で初めて、この3月から実施したということを取り上げて質問させていただいたわけでありまして、本県としても、この短期臨時奨学金制度の導入を検討すべきだというふうに御提案申し上げて、教育長は検討すると、こういう話でありましたけれども、その後の検討状況はどうなのか。今日、本当は報告していただければ良かったんですけど、報告がないものでお聞きをする次第です。

草野学校政策課長

長尾委員から御質問がございました、奨学金の前倒し支給の背景についてお答え申し上げます。

委員から御提案がございました神奈川県事例につきまして、教育委員会の中で調べて、神奈川県のように確認をさせていただきました。その結果でございますけれども、神奈川県さんは委員のおっしゃるとおり交付したということでございますが、状況を確認してみますと、神奈川県は、いわゆる学力を課す一般入試といいたいまいしょうか、当県であれば一般選抜という形でございますが、こちらの日程が、2月中旬よりちょっと前に学力検査をして、結果が2月下旬に出てくるということで、ほぼ2月の末に出て、そこから約1か月かけて申請書を上げる。まず合格通知の発送から始まりますけれども、それを受け取って申請をして、それから県のほうで手続、決裁をして、銀行のほうに振り込みをするという、実際に合格通知の確認から振り込まれるという手続に約1か月かかると。それにつきまして、短縮できそうかという話も確認させていただきました。やはり訂正ですとか追加の処理といった形で、1か月でもかなり厳しかったというふうに聞いております。

当県の場合、いわゆる一般入試といいたいまいしょうか一般選抜という学力検査を課す入試の日程が、3月中旬に試験が終わりまして、結果が今年の場合3月18日ということでございます。営業日でございますと10営業日、3月末になってくるということになってございますが、それぐらいの日程の中で、前倒しを同じように頑張らせてさせていただいたとしても、なかなか3月18日の合格発表から手続をして3月中に振り込むというところは、かなり日程上に困難があると思っております。

では何もできないかということでございますが、通常の奨学金の前倒し申請でございましたら一番早いもので5月末に振り込むという日程でございます。在学者申請という形で4月に入ってからのもは7月末になりますけれども、一番早いのは5月ということでございます。

その間でございますが、長尾委員御指摘のございました、社会福祉協議会がやっております就学支度資金という形がございます。これにつきましての新たな負担でございますが、こちらの制度は、無利子、50万円以内、準備金という形でございますので、3月下旬に手続をしていただければ4月25日に振り込まれるということです。これは支度金でございますので、50万円以内の任意の額を一括ということでございます。基準については、奨学金の基準は生活保護費の1.7倍ということでありまして、社会福祉協議会のほうは2倍でございますので、当方よりも基準が緩いといいたいまいしょうか広いということでありまして、基準の関係で落とされることはないと思っております。それから無利子でございます。返還も卒業後20年という形でございますが、当方の奨学金も貸与額が低いものがございますので、例えば少し低めの奨学金としていただいて、一時金の準備金の形で4月中に振り込む形のものも御活用いただく方法もあろうかと思っております。

県の教育委員会といたしましては、入学時に費用が必要だという御認識は全くそのとおりだと思っておりますので、そういったほかの制度の活用ですとか、それから更に別の方

法があるのかということについては引き続き他県の状況も踏まえてやっていきたいと思っておりますが、まず当面につきましては、そのような制度もございますので、そういったことの周知ということもしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

長尾委員

長い説明をしてくれたんですが、要はやるのかやらないのかという話であって、今の話だとやらないんだという認識でいいのか、教育長、どうなんです。

佐野教育長

やるのかやらないのかというより、やれない可能性のほうが高いという答弁だったと思います。これは技術的なもので、気持ちとしては長尾委員の気持ちと決して変わることはないんですけれども、やや技術的なところで、2月に御質問いただいた後、検討した状況を今、御報告させていただいております。どういうことが可能かというのは、いま少し時間をいただきたいと思いますと考えております。

長尾委員

そういうふうに答えりゃいいんだけど、もう全くやらん、できん理由ばかり言うとかちんとくるんで、ちょっときつい言い方をしたけど。

私も先日、神奈川県に行ってきました。それで、実際やってみた状況はどうなんだということをお聞きしたら、約400名近い、384名だったかな、そういうところから大変喜びの声があると。神奈川県は大変努力したと僕は思いますよ。だから、高校入試だとか、そういうスケジュール的なものの違いは認めるけれども、これは、例えば神奈川県でも実際、高校に入学しなかった場合、その親からは返してもらわなければならないから、こちらだって同じようなことをやれば決してスケジュールの問題は関係なく、それは最初から断っておけば問題なくできる話だと私は思うんです。向こうは私学が多いから、どちらかというとな全体的に試験は早くて余裕があるからと、こっちはもうぎりぎりまで中学校は授業をやって時間がないからできませんという言い方だけでも、要はその時間差だけであって、入学しなかった人で事前に交付した人は戻してもらわなければならないから、それはテクニク的な問題で、私はできないことはないと思うんです。

そういう努力をしたくないんだというんだったらしようがないけども、今の教育長の話でないけど、まだしっかり努力して、できる方向で検討していますとか、努力しますとか言うならいいんだけども、ただくただくとできないみたいなことばかり理由を言うのはふざけているんじゃないかと私は思います。もう一度答弁してください。

草野学校政策課長

長尾委員を御不快にしましてしまいまして誠に申し訳ございません。私の趣旨としましては、長尾委員から御提案いただきましたので、先行の事例となります神奈川県の事例をお聞きしまして、当県でうまくできるかということを検討し、その考えましたことを御説明差

し上げたつもりでございます。

今、長尾委員から、返還を含めて、そういう方法があるんじゃないかというお話もありましたので、その方法も含めて、また検討させていただきたいと思っております。

長尾委員

これは教育長にやかましく言うんだけど、一隅を照らすというのが県教委の精神だったら、そういうことを是非考えてあげてもらいたい。これは重ねて要望しておきたい。引き続き、この問題は私も各委員会を通じて訴えてまいりたいと、このように思います。

それから、もう一点お聞きするんだけど、最近マスコミで連日のように報道されている事件であります。女子高校生がスマートフォンで遠く離れた男性と知り合って殺されると、遺体となって発見されたという事件が報道されております。今は大変携帯電話とかスマートフォン、いわゆるスマホとかそういう中で、従来の家庭に電話があって、その電話に子供が出るにしても親が気にする、分かるというような時代ではなくて、親もなかなか分からない中でそういうことが行われる、悲惨な事件、事故が起きることについて、今回の事故に対して県教委はどのような教育的な視点で見ているのかお聞きしたい。

小林いじめ問題等対策室長

今回報道された事件、大変心が痛んでおります。今、子供たちは、ソーシャルネットワークキングサービスといいまして、携帯電話、スマートフォンだけでなく、いわゆるモバイルの小さなゲーム機器でもインターネットにつながるようになっております。そして、子供たち、小学生の所持率も少しずつ上がってきております。

やはり情報モラル教育をしっかりしていかなければならないということで、各学校ではケータイ安全教室の回数を増やしております。それから、ちょうど携帯やスマートフォン等を買う時期、入学の時期に警察と連携しまして、こういう危険性がありますよということを保護者に伝えております。保護者が全員そろうのは入学説明会、それから入学式の後で、そのときに学校と警察で危険性を伝えていっております。また、我々指導する教員が、やはりその情報に遅れることがあります。子供たちのほうが使い方については先を行っている部分がございますので、教員にもしっかり教育をして伝達してまいりたいと思っております。

長尾委員

今、現在までの取組みたいな御報告があったわけだけでも、今回の事件を機に、更にもう一步、県教委として具体的な取組みたいなものを考えている、ないしは考えなくちゃいけないというような状況はあるんでしょうか。

小林いじめ問題等対策室長

今まで、小学校、中学校教育の中では、文部科学省の通知によりまして学校に持ち込ませないという指導が主流でございました。持ち込ませないだけではなく、実際に使ってお

りますので、やっぱり使い方の指導をしていきたい。もちろん今までも学校教育の中で、特別活動の時間ですとか、中学校であれば技術、それから高校では情報科の中で指導をしておりましたが、やはり小学校のほうでも教員がしっかり指導できるようなリーフレット等をつくって配付したいということで、今、検討しております。その重要性については我々も認識しておるところでございます。

長尾委員

今は小学校からやっているとか結構なお話だと思うんだけど、特に今回は女子高生ということで、高校生といってもなかなか十分に理解している子と理解していない子とレベルの差があると思う。特に今回、高校生に限って、県立高校ないしは県下の高校生に対して、今回の事件で、こういうことは気を付けるようにとか、そういう指導、喚起するというようなことをするつもりはあるんですか。もう何もなくこのままで、従来やっているからこれでいいんだという認識ですか。

小林いじめ問題等対策室長

高校、中学校、小学校を含めて、生徒指導主事会で危険性の伝達をしております。また、文書等、今、委員から御指摘をいただきましたように、いま一度各学校のほうで危機感を持って対応するようにさせていただきたいと思っております。

長尾委員

徳島からそういった悲惨な事例を出さないというようなことで、今回の事件を他人事ではなく重く受け止めて、県内からそういう被害者が出ないように是非取り組んでいただきたいということを強く要望しておきたいと思えます。

丸若委員

今日の新聞にありました教育行政法の改正について来年度からということについて、お伺いします。

県内各地の首長さんから前向きに捉えられたとか、それから、どちらとも言えないという方、いろいろと載っております。教育行政はかなり変わって、土曜日の授業についてもそうであるし、今回のことでは、新「教育長」についてどうのこうのという問題で来年4月から動くということです。やはり県教委のほうがどういうふうに対応するかということがこれから大切になってくるかと思うんですが、今の時点で、どういうふうなスケジュールで、どういうふうに徹底していこうというお考えか、ちょっとお伺いしたいと思います。

栗原教育総務課長

今回の教育委員会制度の改正について御質問いただきました。

今回の教育委員会制度の改正につきましては、地方の教育行政を取り巻く経済情勢に対

しまして迅速かつ的確に対応するというこで、教育行政におきます責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する首長との連携の強化ということで改正されたものだというふうに認識しております。

具体的な改正といたしましては、今日も新聞報道がございましたように、まず、教育長と教育委員長を一体化した、今はこういう言い方をしますが、新「教育長」を選ぶということで、この新「教育長」につきましては、任期は3年。それで、新「教育長」の選任の仕方につきましては、現在は教育委員として議会の御同意をいただいた上で首長が任命して、教育委員会の中でそれぞれ教育委員長と教育長を互選しているという体制をとっておりますけれども、今回は、直接、教育長として議会の御同意を得て首長が任命するという体制になります。また、新「教育長」は、教育委員会の会務を総理して、教育委員会を代表すると、事務局も統括するというこで、教育長が教育委員会を代表するという制度になるものでございます。

また、もう一点、危機管理体制の構築と首長との連携の強化という観点から、総合教育会議というものを設ける必要がございます。それにつきましては、首長と教育委員会が構成メンバーとなりまして、その中で協議、調整をしていく項目が何点かございます。まず1点目が、今後の地方教育の大きな基本的な方針を示します大綱というものを首長が策定するというこになります。そのほかに、教育環境の整備であるとか重要な教育施策とか、いじめとか体罰があった場合、児童生徒に例えば命の危険があるとか、そういう危機的な事情がある場合に危機管理体制をどう構築するかということなどにつきまして、その場で検討していくというふうなことが、今回、大きな制度改革になっておりまして、基本的に首長と教育委員会との職務権限は従来どおりということになっております。

スケジュールといたしましては、来年4月1日から施行となっておりますが、経過措置といたしまして、現在の教育長が在任している間は現在の体制で進んでいくことになると思います。また、総合教育会議は来年4月1日以降に設置するというこになっておりますので、文部科学省におきましては、今後、地方に向けて説明会を開いて、今回の改正の内容につきまして詳細に説明したいという旨のお話を受けております。そういう説明会を受けた上で、今後どうあるべきかということをおの教育委員会の中でも検討しながら、また市町村の教育委員会に対しましても説明してまいりたいと、このように考えております。

丸若委員

経済状態というか、どっちかというこで津市の件があつて、やっぱりいじめがあつたときなんかの責任の明確化ということが往々にしてあつたと思うんです。それで、津市長は今回の改革は生ぬるいというコメントも出しておるようです。

私も、市町村合併をやつた限りは、それぞれの市町村が中心となつて行政をやるということが必要だと思います。ただ教育については、首長がちょっと変わった世界観を持っている人がなつたときに、たまたま間違つて大変なことになるから、やっぱり独立性というのは必要なかな、今回、一つの落としどころかなというふうには思っているんです。

今まで教育委員さんというこで、失礼だけれども割と名誉職であつたということであるん

ですけど、教育委員長さんなんかも本当にこれからは教育全般について責任をとらないかん。ただ、首長もそうですけど、教育行政についてはその両輪でいくというようになったときに、せっかく徳島は教育正常県だと私は思っているもので、いろいろ悩まれている首長さん等々にもいろいろな情報とか、いろいろ機会を持って、いい方向で改革が進むように。これから教育委員さんを首長さんが任命することについても、選挙を一生懸命してくれたからとか、そういうことでなくて、本当にこの地域の教育にふさわしい方を任命するような流れができてくるのではないかと思っております。今もあるんですけども、より強化という意味でね。

そういう意味で、県教委のほうが主体的に行動するというか、指導するということであると思いますので、そこらのところをそごのないように情報を密にとって、いい方向でこの面についてはいくようお願いしておきたいと思います。

西沢副委員長

ちょっと時間があるようなので、一つ言わせていただきます。教員の人事についてのごとでございませう。

先ほどもいろいろ話がありましたけれども、世間では本当にびっくりするような各家庭とか子供のことが出てきて、非常に世の中が変わってきたなというふうに思います。何で変わってきたのかなということを考えますと、社会が非常に変形してきたということもあります。でも、その中で、各家庭もかなり和が薄まってきたところもあるのかなという感じがします。そんな中での学校の教員の人事をどう見たらいいのかなということなんです。

以前、十何年前ですけども、ある先生に子供が産まれて、その子供を育てるために、おじいちゃん、おばあちゃんの近くに勤務したいという御相談がございました。でも、そのときは残念ながらきっぱりとばっさりやられました。全く言うことは聞いていただけませんでした。そのとき思ったんです。確かに男女平等で、それは、おじいさん、おばあさん、父方のおじいさん、おばあさん、母方のおじいさん、おばあさん、どちらでも構わないんですけど、でも、男女平等というのを余りにも大上段に掲げ過ぎているんじゃないのかなと。そういう勤務の差をつけたらいかんと、赤ちゃんが産まれたとか、そんな全く個人的なことは人事には入れたらいかんと、人事というか、学校の配置とか勤務の場所に入れたらいかんということなのかなと、非常に冷たい教育委員会だなということを思いました。それから十何年、大分変わってきたように思います。大分考え方が柔らかくなってきたなということを思います。そこで、もう一度このことについて皆さん方をお願いしたいなというふうに思うんです。

その前に、いろんなことが今、出てきています。「とくしまの教育力を結集し、未来を創造する、たくましい人づくり」、これを人事面で考えたらどうなんかなと。教員の配置のことで考えたらどうなんかなと一つ思います。それからもう一つ、豊かな心の育成、予防教育、先ほどのいじめとか、これも、そういうふうに教員の配置の問題、どこに異動するかという問題に対して、予防教育という観点から捉えたらどうなんかなと。いじめ・不登校等対策支援事業、道徳教育総合支援事業、発達障がい「まなびのわ」充実事業、魅力あ

る学校づくり、いじめ防止等のための基本的な方針と非常に並んでいます。これらをそういう観点から、まずは教員の各家庭まで含めて、こういうことの方針を入れたらどうなるのかなと思ったんです。いろいろ話は聞きます。先生方は非常に忙しい、各家庭を見る時間が少ない、だから先生の家庭は非常にがたがたしていると、大変な状態だということも今までよく聞きました。家庭を顧みなくて学校に全力投球という人をよく聞きました。だからこそ、この人事面でも、配置の面でも、各家庭のことまで踏み込んで、もっともっと配慮する必要があるんじゃないかなと。

例えば、さっき言いましたように、祖父母の近く又は同居ということも考える。そしてまた、その子供にいろんな能力がある、例えば水泳の能力が非常にあって、田舎では厳しいので都会で習わせたい。そういういろんな能力がある子がいます。そんな子供を放っておいて自分だけ行くと、それは無理です。それも小学校ぐらいから行く人は行っていますから。そういういろんな配慮を考えて、各家庭が本当にいろいろ場を持って、未来の希望を持ってやっていけるような人事というのを是非とも、どこまでやってくれているかわかりませんが、よりそういうことも考えた人事配置をやってもらったらなというふうに思います。一つ一つ考えたら全部当てはまってくるんで、でも、そこまで踏み込んだ言葉で書いていないんで、是非こんなことを考えてほしいんですけど、いかがでしょうか。

美馬教職員課長

ただいま、西沢副委員長から非常に大事なお話を賜りました。特に教職員のワーク・ライフ・バランスを念頭に入れた人事異動が十分にできているだろうかというような問いであったように感じます。

まず教職員の人事異動については、人事異動要綱に基づき、全県的な視野に立って適材適所の原則にのっとりて厳正、公平に行っているところです。その中で、基本的には、それぞれ教職員の住居の地域性というものも十分考慮しております。ただ、地域ごとに先生方の居住地にも非常に偏りがありますので、どうしても遠距離をお願いするということがございます。

しかしながら一方で、少子化対策の一環として子育て支援は重要な課題であると認識しており、育児中の教職員の人事異動については、できるだけ配慮をするように努めております。具体的には、毎年、教職員課のほうで学校訪問をしておりますが、その際に個人面接をいたしまして、育児など家庭や個人の事情について、直接、管理主事が話を聞く機会を設けております。また、年度末に提出していただく個人異動希望票に特記事項欄を設けて、そこで仕事と子育ての両立に関する希望などを十分把握した上で人事異動を行うということも行っております。また、どうしても異動で遠距離になりまして、例えば居住地を変更しなければならないという場合には、保育所や近隣の病院の有無等の情報を事前に確認するというようなこともいたしております。

人事異動に関しましては様々な制約がございまして、希望を十分かなえることはなかなか難しいこととございます。しかしながら、教職員の子育て世代支援は重要な課題であると捉えて、今後ともワーク・ライフ・バランスを念頭に入れた人事異動に可能な限り努め

ていきたいと考えております。

西沢副委員長

十何年前、伊座利の学校で、子供が少なくなって学校を閉鎖せないかんような状況になりまして、そのときに当時の教育長に、できるだけ子供さんが多い教員で希望がある方に先生として来ていただくということをお願いしました。たしか子供さんが3人いた教員に来ていただきまして、非常に喜んでいただいて、今の伊座利が頑張っているのもそんなところから発進したということで、聞いてもいただけるんだなあというふうなことを思いました。

ただ、今は本当に世の中が大変な状況になって、学校教育だけでなく教育委員会そのものが家庭教育にまでもっと踏み込んで、ほかのモデルになるような家庭をつくってほしい。そういうことを目指して教育委員会ももっともっと踏み込んで、他県にもアピールできるような県教委になってほしいなど。

当然ながら、余りにも行き過ぎて個人のことばかり聞いたのではなかなか人事はできませんから、行き過ぎたらいけませんけれども、そこは考えないかんけども、そういう他にアピールできるようなやり方をどんどんやっていってほしいなというふうに思います。よろしく頼みます。終わります。

松重教育委員長

今の内容については、私も非常に重要な事項だと思います。

一つ、生徒の学力の問題を一番最初に言われましたけど、実は当県はそんなに上位ではありません。上位なのが、例えば北陸の地域で福井県とかそのあたり。どうしてかという結局、あそこはおじいちゃん、おばあちゃんと一緒に生活していると。お父さん、お母さんが働きに行っても、おじいちゃん、おばあちゃんがいて、そこでちゃんと面倒を見ている。これは非行の問題であるとかいろんな問題、家庭教育にもつながる話。そうすると、これは教育の問題でもあるんですけど、全体の家庭の在り方そのものに関わってきます。それから、もう少し別の産業の面で言いますと、女性が働きやすいところであれば産業も栄えるということなんです。

だから、これは教育だけじゃなくて、子育て、例えば今度、認定こども園の話とかいろんな問題がありますが、そういうふうに女性が働きやすい環境が、やはり教育、いろんな面でポジティブに動くと思います。

そういった面で、今の話は教師の人事異動についてなんですけど、これはもっと広く全体での話であるという形で、その中で率先して教育委員会としてはそういう配慮をし、そういったものをしていくという、そういうふうな心構えでやっていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

元木委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）
それでは、これをもって質疑を終わります。
以上で、教育委員会関係の調査を終わります。
議事の都合により、休憩いたします。（11時52分）